

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	カッキークラブ交流会
団体所在地	奈良県五條市
活動の開始年月	平成10年4月
法人格	・あり・申請中 なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	年 月 日 所轄:
活動分野 (主なもの3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 3. 社会教育 4 まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全 活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18 子 どもの健全育成 19 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体 の連携・支援 26. その他 ()
主な活動対象地域	五條市内
現在の活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・こども園、小学校、高校でのおはなし会とブックトーク ・児童館・子育て支援センターはっぴい・老人会・異世代交流会等へのおはなし配達 ・FM五條「絵本の広場」での絵本紹介 ・保健センターでの検診時にこどもへのブックスタートとして絵本紹介 ・月1回の学習定例会 ・春と秋に講師を招いて、「おはなし発表会」を実施(スキルアップ研修) ・柿渋染めの講習会と研修・作品作り ・文化祭での舞台発表とおはなしグッズの展示 <p>個人会員数 7人 : 団体会員 団体 : 専従職員 人</p>
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・(同上) 他 ・中学生ボランティア、カッキージュニアの育成 ・幼稚園・小学校・中学校への絵本作り・生け花・柿渋染めの指導 ・カッキージュニアと西吉野文化祭へ群読での参加 ・吉野魅惑フェスティバルに参加(おはなし会・生け花展示) ・講談社全国訪問おはなしキャラバンおはなし隊への参加 ・平城遷都1300年祭での柿渋染め体験コーナーを担当・作品展示 ・奈良県おはなしネットワーク第12回及び26回の主催
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組みたい活動内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックトークの講習会 読書離れの子供たちに、本の楽しさを伝えるための効果的な本の紹介の仕方を学ぶために、講師を招いて研修を実施したいと思います。 ・柿渋染めの講習会 柿の産地である五條市の町づくり1手段として柿渋染めのスキルアップと、地元の人たちにその魅力を知ってもらうための講習会を実施したいと思います。

(様式第4号)

令和5年12月18日

団体目的等についての誓約書

団体名 カッキークラブ交流会

役職 世話役代表

代表者名 井田栄子

当団体は、下記のすべての事項に該当することを誓約します。

記

1. 奈良県内で活動するNPO法人、市民活動・ボランティア団体、一般社団法人若しくは一般財団法人又は自治会、町内会、老人会、婦人会等の地縁組織であること。
2. 団体の運営について、県民が自主的・主体的に行っているものであること。
3. 宗教や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
4. 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、または、反対することを目的とした団体でないこと。
5. 暴力団でないこと、及び、暴力団若しくは暴力団関係者の統制の下にある団体でないこと。
6. 団体の全役員は、特定非営利活動促進法第20条各号に掲げる欠格事由に該当しないこと。

(特定非営利活動促進法第20条) 役員欠格事項

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号八において同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

※特定非営利活動促進法施行規則

第二条の二 法第二十条第六号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

カッキークラブ交流会会則

- 第1条 「名称」
本会はカッキークラブ交流会という
- 第2条 「目的」
この会は、幅広い視野にたつて、五條市の活性化を目指し、市内外の交流活動を展開することを目的とする。
- 第3条 「事務所」
事務所は世話役代表者宅に置くものとする。
- 第4条 「事業」
前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1、「おはなし会」を通し、幼児・児童・保護者との交流文化活動
2、柿波クラフトを通じた交流活動
3、その他、本会の目的達成のために必要な事業
- 第5条 「会員」
この目的に協賛し、下記のいずれかに登録して会員となる。
・『協賛会員』（会の目的に協賛する会員）
・『西吉野おはなし会員』（絵本の読み聞かせ等の学習会及び交流活動をする会員）
- 第6条 「役員」
本会に次の役員を置く。
世話役代表1名 世話役副代表1名 会計1名
会計監査1名 記録1名
- 第7条 「役員任期」
役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。補充役員任期は前任者の残存任期とする。
- 第8条 「役員任務」
世話役代表は本会を代表し、会務を整理し、総会・定例会・役員会を招集、議長を務める。世話役副代表は、世話役代表を補佐し、世話役代表に事故ある時はその代理を務める。会計は会計事務を行い、会計監査は年1回以上会計を監査する。書記は、庶務を行う。記録は配達プログラムを整理する。
- 第9条 「会議」
本会の目的達成のため、次の会議を行う。会議の決議は出席者の過半数をもって成立する。
1、総会 2、定例会 3、役員会

- 第10条 「総会」
総会は年1回以上開き、次の事業を行う。
1 規約の決定・変更 2、役員を選出 3、決算の承認
4、年間計画の審議 5、その他重要な事項
- 第11条 「定例会」
定例会は月1回開く
- 第12条 「役員会」
役員会は役員を以って組織し、次の事業を行う。
1 本会の事業計画とその執行に関すること
2 急を要する事業の審議とその執行に関すること
3 役員の補充に関すること
4 その他世話役代表が必要と認めたこと
- 第13条 「経費」
本会の経費は、会費その他の収入を以って充てる。
年会費は1000円とする。
- 第14条 「その他」
この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項はその都度別に定める

附則

この会則は、平成13年3月6日より施行する
平成17年4月19日改正
平成18年5月11日改正
令和4年5月16日改正

令和5年度事業報告

毎月第3金曜日 児童館でのおはなし会

年3回 子育て支援はっぴいでのおはなし会

学期に1回 五條南小学校でのおはなし会

学期に1回 五條東小学校5.6年生へのブックトーク

学期に1回 市内のこども園4園でのおはなし会

春と秋のおはなし発表会 講師を招いてメンバーのおはなし研修

家庭教育支援事業「笑顔&音のつどい」への参加（奈良県教育研究所主催）

9月17日 イオンモール橿原にて開催

市内老人会へのおはなし会

12月9日 岩出景子先生を迎えて「みんなでわらべうたを楽しむ会」を実施

